

質問回答

2016年9月14日

「モザンビーク国ザンベジア州コメ生産性向上プロジェクト」

(公示日 : 2016年8月31日 / 公示番号 : 160598) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|--|
| 1 | 業務指示書 P5 「見積もり価格 及び内訳書」 | 業務従事者が、業務対象国の居住者であって、かつ、通勤不可の地域に居住している場合、居住地から業務対象地域への移動に係る国内航空運賃は「旅費(航空賃)」に計上し、日当・宿泊料は「旅費(その他)」に計上してもよろしいでしょうか。 | 計上して問題ありません。 |
| 2 | 別紙 P.3 (5) 活動の概要 [灌 漑施設維持管理 状況の改善] | 「活動3 - 4 灌漑施設維持管理計画作成を支援する」とあり、P.12には「・・・計画をC/Pと作成する」とあります。一方、「活動4 - 4 研修計画作成する」とあり、P.16には「・・・農民組織強化のための研修計画をC/Pと作成する」という同様の表現があります。従いまして、「活動3 - 4」は、「支援する」ではなく、「活動4 - 4」同様、「C/Pと作成する」という認識、解釈で宜しいのでしょうか？ | ご理解の通りです。「活動3 - 4」は、「活動4 - 4」同様、「C/Pと作成する」と解釈ください。 |
| 3 | 別紙 P.5 (2) プロジェクト運 営体制 | 「少なくとも年1回開催されるJCCを支援する」とありますが、 1. 農業食糧安全保障省から議長を出して実施するという事は、開催場所としてマプトが考えられますが、その理解で宜しいのでしょうか？ 2. 「支援する」という意味をより具体的にご教示頂けますでしょうか？ | 1. JCCの開催場所 現時点では、マプトでの実施を想定しています。 2. JCC支援の意味 JCC開催のための、農業省普及局による招待状の発出を支援し、開催にかかる会場手配や資料印刷、軽食の準備等を想定しています。 3. JCC開催にかかる旅費等 |

| | | | |
|---|------------------------|--|--|
| | | 3 . JCC 開催にあたり、プロジェクトの対象であるザンベジヤ州からの出席者に対する旅費（交通費や宿泊費など）はプロジェクトからの支出となるのでしょうか？ | プロジェクトから支出することを想定し、積算ください。ただし、原則としては、JCC に出席するための経費は、先方負担事項として RD を締結しているので、予算状況等により先方での負担が困難な場合に限り、プロジェクトから支出することを想定しています。 |
| 4 | 別紙 P5（2）プロジェクト運営体制 | 「州レベルで運営委員会（SC）を設置し、年 4 回の実施を支援する」とありますが、実施に係る費用や出席者に対する旅費（交通費や宿泊費）は、プロジェクトからの支出となるのでしょうか？ | 上記 3 の 3 . と同様です。 |
| 5 | 別紙 P6 (2) プロジェクトの運営体制 | 4 行目にモニタリングシート(別紙 2 参照)とありますが、別紙 2 が見当たりません。最新のモニタリングシートのフォーマットを共有いただくことは可能でしょうか。 | 以下のサイトからモニタリングシートのフォーマットのダウンロードが可能です。こちらをご参照ください。 http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/index.html |
| 6 | 別紙 P6 (2) プロジェクトの運営体制 | 7 行目に「必要に応じて、成果の確認に必要な情報の収集・整理・分析を支援・指導する専門家あるいは要員を活用することを可能とする」とありますが、業務従事者の構成分野（案）にモニタリング分野を追加して提案することが可能という意味でしょうか。それとも、従事中の要員に、上記の活動を、付加することも可能である、という意味でしょうか。 | どちらも可能です。 |
| 7 | 別紙 P8、(1) ワークプランの作成・協議 | プロジェクト全体期間及び第 1 年次のワークプランが指示されていますが、P.20 の成果品には第 1 年次のワークプランの提出のみとなっています。成果品としては、全体期間（5 年間）のワークプランの提出の必要はないという理解でよろしいでしょうか。 | 各年次の成果品として、当該年次のワークプラン、及び実績を含む全体期間（5 年間）のワークプランの両方の提出をお願いします。 |

| 8 | 別紙 P9 (3) キックオフミーティングの開催 | 州農業局長やザンベジア州農業研究所代表等の、日当・宿泊料や交通費はプロジェクトで負担することは可能でしょうか。可能な場合、JICA モザンビーク事務所が規定する日当・宿泊料の単価をお教えいただくことは可能でしょうか。 | <p>上記3の3.と同様です。 日当宿泊単価は、以下で積算してください。 【日当・宿泊費】 モザンビーク側が会議やワークショップ等に参加する場合の日当・宿泊料。</p> <p>(単位：MZN)</p> <table border="1" data-bbox="1332 454 1836 638"> <thead> <tr> <th rowspan="2">日当</th> <th colspan="3">宿泊料</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>970</td> <td>5,400</td> <td>4,500</td> <td>3,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>1MZN=1.409300 円 (JICA 9月レート)</p> <p>宿泊料の地域区分は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1332 766 2016 901"> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>各州の州都、Nacala</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>Vilanculo, Maxixe, Ilha de Mozambique</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>その他の地域</td> </tr> </tbody> </table> | 日当 | 宿泊料 | | | A | B | C | 970 | 5,400 | 4,500 | 3,700 | A | 各州の州都、Nacala | B | Vilanculo, Maxixe, Ilha de Mozambique | C | その他の地域 |
|-----|---------------------------------------|--|--|----|-----|--|--|---|---|---|-----|-------|-------|-------|---|--------------|---|---------------------------------------|---|--------|
| 日当 | 宿泊料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | A | B | C | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 970 | 5,400 | 4,500 | 3,700 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| A | 各州の州都、Nacala | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| B | Vilanculo, Maxixe, Ilha de Mozambique | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| C | その他の地域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 別紙 P.10 (5) 対象地区、デモ農家の選定 | ベースライン調査のクライテリアに「改修が必要な灌漑水路が存在する(農民参加型で改修可能なレベル)」とありますが、この「改修」に係る費用は、プロジェクトの経費として計上するのでしょうか？ | プロジェクトの経費として計上してください。ただし、活動としては、農民参加による改修を進め、受益農家が費用を一部負担するような形態での実施を想定しています。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 別紙 P.10 (5) 対象地区、デモ農家の選定 | 灌漑稲作地区、天水稲作地区それぞれに「デモ圃場(実証圃場)」を設置するとありますが、デモ圃場の栽培管理にあたり必要と思われる費用(肥料、農薬、人件費など)は、プロジェクトの経費として計上するのでしょうか？ | プロジェクトの経費として計上してください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 別紙 P10、(5) 対象地区、デモ農家の選定 | (天水稲作地区)の Inhassunge 郡 Mirondone 地区は Inhassunge 郡 Carrungo 地区のことでよろしいでしょうか。(詳細計画策定調査報告書 51 ページには、Carrungo 地 | Inhassunge 郡 Carrungo 地区のことです。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|----|--------------------------------------|---|---|
| | | 区と記載されている) | |
| 12 | 別紙 P.10 (6) 灌漑稲作 配布資料 | 本業務では、既存マニュアルの見直し、対象地区への適用が求められています。そのため、先行案件で作成された「稲栽培技術のマニュアル」を配布資料として提供頂けますでしょうか。もし英語版があれば、英語版をお願い致します。 | 農村開発部第二グループ第4チーム(連絡先 03-5226-8459)にて配布します。 |
| | P.12 (8) 種子生産 配布資料 | 本業務では、既存マニュアルの種子生産技術を対象地区に適用させることが求められています。そのため、先行案件で作成された「種子生産技術のマニュアル」を配布資料として提供頂けますでしょうか。もし英語版があれば、英語版をお願い致します。 | |
| | P.12 (9) 灌漑施設維持管理 配布資料 | 本業務では、既存マニュアルの灌漑施設維持管理技術を対象地区に適用させることが求められています。そのため、先行案件で作成された「灌漑施設維持管理マニュアル」を配布資料として提供頂けますでしょうか。もし英語版があれば、英語版をお願い致します。 | |
| | 別紙 P.15 (6) 農民組織 配布資料 | 本業務では、農民組織活動支援研修マニュアル案の作成が求められています。そのため、シヨクエフェーズ2で作成された「農民組織強化に係るマニュアル」を配布資料として提供頂けますでしょうか。もし英語版があれば、英語版をお願い致します。 | |
| 13 | 別紙 P.11 (6) の2) 普及研修計画を策定し、普及手法を提案する | 「本プロジェクトでは上位目標を達成するためにザンベジア州に存在する約170名の普及員を対象に・・・プロジェクト対象地区の普及員は20名程度を想定している」とありますが、プロジェクトで実際に研修を行う対象普及員数は、対象地区の約20名との認識で宜しいのでしょうか？ | 直接の研修対象は、プロジェクト対象地区の20名程度の普及員を想定しています。一方で、上位目標を達成するために、上記20名を含むザンベジア州の170名の普及員に対しても、プロジェクトの成果を共有する仕組みづくりを、プロポーザルで示してください。 |

| | | | |
|----|---------------------------------------|---|--|
| 14 | 別紙 P.11 (6) の 2) 普及研修計画を策定し、普及手法を提案する | 上記に関連しますが、「詳細計画策定調査報告書」に記載の（公的機関所属の普及員数を上回っている）NGO や企業所属の普及員が活動している中、彼ら NGO や企業（2013/14 年だけで、2015 年のデータでは未記載）所属の普及員に対しては本プロジェクトからの支援は行わないという理解で宜しいでしょうか？ | NGO や企業所属の普及員も研修参加可能としてもよいが、同 NGO や企業所属の普及員の研修参加費等の経費支出は、想定していません。 |
| 15 | 別紙 P.11 (6) の 3) 4) 5) | (6) の 3) 4) 5) を整理すると、結局のところ、対象地区の普及員やデモ圃場農家への研修は、デモ圃場農家所有の「デモ圃場」で行い、一般農家に対する研修も、やはり同様に「デモ圃場」において、普及員やデモ圃場所有農家が実施するという理解で宜しいのでしょうか？あるいは、普及員やデモ圃場農家が他の農家圃場を訪問し、技術普及を行うと認識すべきでしょうか？ご説明頂ければ幸いです。また、その場合の訪問・指導に係る費用はプロジェクトからの支出となるのでしょうか？ | 一般農家に対する研修も、「デモ圃場」において実施することを想定しています。 |
| 16 | 別紙 P.11 (7) の 1) 天水稻栽培マニュアルのドラフトを作成する | 「英語版とポルトガル語版を作成する」とありますが、他に作成あるいは改訂するマニュアルやガイドライン（P.22 の技術協力成果品に記載の「ウ 各種教材」、「エ コメ生産市場化普及パッケージ（仮名）」が該当）も全て英語版とポルトガル版を作成するという理解でよろしいのでしょうか？先行案件で作成されたマニュアル類も、全て両カ国語で作成されているのでしょうか？ | 全てのマニュアルやガイドラインを英語とポルトガル語の両方を作成することを想定しています。先行案件のマニュアルやガイドラインのうち、ザンベジア州ナンテ地区稲作生産性向上のための技術改善プロジェクトで作成されたものはポルトガル語のみで、英語はありません。ショクエ灌漑地区稲作生産性向上プロジェクトで作成されたものは、英語とポルトガル語の両方があります。 |
| 17 | 別紙 P.12 (7) の 3) デモ圃場を設置する | 「デモ圃場設置場所は圃場所有農家とともにに行い、・・随時技術移転を積極的に行うこと」とありますが、この「デモ圃場」における技術移転の対象は、圃場所有農家のみであり、他の一般農家は含まれないのでしょうか？ | ここでは圃場所有農家のみを想定しています。 |

| | | | |
|----|---|---|--|
| 18 | 別紙 P.13 (9) の 2) 灌漑施設維持管理計画作成を支援する | 「水利組合による灌漑施設維持管理研修計画も作成・・・、研修は理論と実践を組み合わせ・・・」とありますが、1. この場合の「実践」とは、実際に維持管理に係る工事や作業を意味するのでしょうか？ 2. また、この研修に係る費用は、プロジェクトからの支出と理解すれば宜しいのでしょうか？ | 1. 実践の意味 水路補修や除草等、研修で指導する維持管理作業を想定しています。 2. 研修に係る費用 上記3の3.と同様です。 |
| 19 | 別紙 P.13 (10) の 2) フォローアップのためのモニタリングを実施する | 「・・・対象地区の農家全てのモニタリングを実施する」とありますが、P.18 5)には、「第1年次で提案したモニタリング項目に基づき、C/P とともに、対象地区のモニタリングを実施し・・・」とあります。1. 第1年次は、項目の提案だけでなく、モニタリングそのものも実施するのでしょうか？ 2. その場合、指示書記載の通り、対象地区の「農家全て」を対象に実施すると理解すれば宜しいのでしょうか？ | 1. モニタリングも実施するのかどうか 第1年次はモニタリングを実施せず、項目の提案のみを想定しています。しかし、第1年次から実施していただいても問題ありません。 2. 対象地区の農家全てかどうか。 モニタリングの対象は、デモ農家とは別に、プロジェクトの対象地区ごとに、それぞれ10名程度の農家(ランダム選定)を想定しています。適切と考えるモニタリング方法をプロポーザルで提示ください。 |
| 20 | 別紙 P13、(10)3)NRDP 推進活動 | 本プロジェクトの総括は定期的に農業食糧安全保障省の NRDP 担当者や関係者と意見交換を行うことが指示されていますが、頻度はどの程度を想定されているのでしょうか。また、「関連会合への出席」とありますが、具体的にどのような会合を想定されているのでしょうか。このような活動は、総括不在時は、副総括の配置がある場合、副総括が代行することは可能でしょうか。 | NRDP 関係者との意見交換の機会は4半期ごと、年に4回程度を想定しております。 関連会合については、NRDP の作成母体でもある GCA(Grupo Consultivo de Arroz)の会議を想定していますが、それ以外の重要な会議があれば(現地で確認) そちらにも出席することを考えています。 また、副総括が代行することも可能です。 |
| 21 | 別紙 P13、(11)2) JCC の開催 | キックオフミーティングの開催と同様、モザンビーク側出席者への日当・宿泊料や交通費はプロジェクトで負担することは可能でしょうか。 | 上記3の3.と同様です。 |
| 22 | 別紙 P15、(4)種子生産 1)種子生産研修計画を作 | ベトナム人専門家に対する謝礼金や派遣費等、ベトナム人専門家との連携に係る費用について、JICA モザンビーク事務所が設定している謝礼金の単価を教えてください。ことは可能で | ベトナム農業科学アカデミープロジェクトのベトナム人専門家に種子生産技術にかかる研修の講師を依頼した場合の講師謝金は、5,100 円/時間として計上 |

| | | | |
|----|----------------------------------|---|---|
| | 成する | しょうか。 | してください。 |
| 23 | 別紙 P.15 (4) の 2) デモ圃場を設置する | 「種子生産のためのデモ圃場を設置し・・・」とありますが、このデモ圃場運営に係る費用(種子、肥料、農薬、人件費など)はプロジェクトの経費として計上するのでしょうか? | プロジェクトの経費として計上してください。 |
| 24 | 別紙 P.15 (4) の 3)・・・種子生産管理研修を実施する | 「・・・作成した研修計画に沿って各対象者に研修を行う」とありますが、この研修実施に係る費用および研修参加者の旅費(交通費、宿泊費など)は、プロジェクトからの支出と考えれば宜しいのでしょうか? | 上記 3 の 3. と同様です。 |
| 25 | 別紙 P.15 (6) の 2) 研修計画を作成する | 本業務では農民組織強化のための研修計画作成や研修の実施を通して農民組織能力向上を目指している。ショクエフェーズ 2 において、「回転資金」が活用されたが、本プロジェクトにおいても、必要と考える際は、その回転資金を経費として盛り込むことは可能でしょうか? 或は、実施後の JICA との協議によって積み上げることとなるのでしょうか? | 「回転資金」を盛り込んだ活動を提案されるのであれば、その経費はプロジェクト経費としてください。 |
| 26 | 別紙 P.16 (6) の 3) 農民組織強化研修を実施する | 「・・・作成した研修計画に従って対象組織に対して研修を実施する」とありますが、この研修実施に係る費用および研修参加者の旅費(交通費、宿泊費など)は、プロジェクトからの支出と考えれば宜しいのでしょうか? | 上記 3 の 3. と同様です。 |
| 27 | 別紙 P.16 (7) の 3)・・・ワークショップを開催する | 「ワークショップは年に 1、2 回程度の開催を想定している」とあり、ワークショップ開催・実施に係る費用はプロジェクトの支出と考えますが、他州の普及員の招集実施など、ワークショップ参加者への旅費(交通費、宿泊費など)についてもプロジェクトからの支出と考えれば宜しいのでしょうか? | 上記 3 の 3. と同様です。 |

| | | | |
|----|---|--|--|
| 28 | 別紙 P.17 (7) の 4) 普及パッケージに NRDP への反映に向けた協議を行う | 「・・・他のコメ生産地域での普及パッケージの説明会やワークショップを行うこととしている(年2回程度)」とありますが、説明会やワークショップ実施に係る費用以外に、参加者や関係者(プロジェクトローカルスタッフなど)の旅費(交通費、宿泊費など)もプロジェクトによる支出となるのでしょうか? | 上記3の3.と同様です。 |
| 29 | 別紙 P.17 (8) の 1) 実践に基づいてマニュアルを改訂する および P.18 (4) の 1) 各活動に係るマニュアルの改定 | マニュアルは5種類(灌漑稲栽培、天水稻栽培、種子生産、灌漑施設、農民組織)と思われませんが、P.17(第2年次の活動)には灌漑施設マニュアルの記述がなく、P.18(第3年次の活動)では農民組織マニュアルの記述がありません。しかし、第2年次、第3年次ともに5種類のマニュアルを改訂・最終化するという理解で宜しいでしょうか?また、第2年次で作成する農民組織活動のガイドラインもP.18に記載されていないのですが、第2年次に最終化するのか、第3年次に最終化するのか、あるいは最終化は必要ないのか、どちらと判断すれば宜しいのでしょうか? | 第2年次から第3年次の間に5種類のマニュアル、及び農民組織活動のガイドラインを改訂し、最終化する想定です。 |
| 30 | 別紙 P.17 (8) の 2) 第三国研修、3) 本邦研修 | 「第三国研修」および「本邦研修」に係る費用は、別途見積書への記載ではなく、「第三国研修」に係る費用は見積書の「一般業務費」、「本邦研修」に係る費用は、見積書の「国別研修費」への計上との認識で宜しいでしょうか? | 「第三国研修」に係る費用は見積書の「一般業務費」、そして「本邦研修」に係る費用は見積書の「国別研修費」へ計上してください。研修はそれぞれ1回を想定しています。 |
| 31 | 別紙 P.19 7. (1) 機材の調達 | 「プロジェクトオフィスの整備に必要な機材」について記載がありますが、R/Dにも記載があるように、車輛などに関し、JICA事務所などからの貸与があり得ると考えて宜しいのでしょうか?また、機材調達の観点から、例えば、先行プロジェクトから引き続き使用可能な資機材などについて可能な範囲で情報を提供頂きたく、お願い致します。 | 車両については、JICA事務所ではピックアップ2台を調達する予定です。2016年度内に調達できる見込みです。 不足する分については、車両備上費を計上ください。先行案件から引き続き使用可能な資機材はございません。 |

| | | | |
|----|---|---|---|
| 32 | 別紙 P.19 7. (2) その他プロジェクト実施に必要と判断される機材 | 上記(1)に「JICAの承認を得た上で調達」とあり、(2)にも、「最終的に調達が必要と判断されうる機材は、JICAの指示に基づき、コンサルタントが調達する」とありますが、要すれば、これらの機材に関しては「見積書」ではなく、「別途見積書」に記載するのが好ましいと解釈すれば宜しいのでしょうか？ | 別途見積書への記載をお願いいたします。 |
| 33 | 別紙 P20、7. 機材の調達及び調達支援、(2)その他プロジェクト実施に必要と判断される機材 | ベースライン調査の結果から、普及活動の促進に資する機材(精米機、普及員のバイク等)が明らかになった場合、2年時以降に理由と共にプロポーザルにて提案することは可能でしょうか。 | 現時点で想定される機材は、別途見積もりに計上ください。2年次以降の追加調達を提案することは可能ですが、受け入れ可否はその時の予算の状況によります。 |
| 34 | 別紙 P23 2. (2) 業務従事者の構成(案) | 総括の専門分野を他の評価対象分野に変更して提案することは可能でしょうか。可能な場合、総括(業務管理グループの場合は副総括も)の類似業務の経験は提案した分野に関して評価されるという理解でよろしいでしょうか。 | 総括の専門分野を他の評価対象分野に変更して提案することは可能です。ただし、業務指示書で示した類似業務(農業技術普及)を基準に評価します。 |
| 35 | 別紙 P23 2. (3) 通訳 | 日本語-ポルトガル語、英語-ポルトガル語通訳の直接費の計上が認められていますが、これは相手国機関との協議などで重要となる報告書の翻訳(日本語-ポルトガル語、英語-ポルトガル語)も計上可能でしょうか。 | 報告書の翻訳(日本語-ポルトガル語、英語-ポルトガル語)も計上可能です。 |

以上